平成28年度事業計画

I. 事業方針

社会情勢が激動している中、社会福祉を取り巻く環境も年々厳しさを増しており、本市においても少子高齢化が進む中、複雑化・深刻化したさまざまな地域課題が顕在化している状況にあります。

このような中、国においては、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年を目途に、要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援等のサービスが切れ目なく一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指しています。

本会においては、地域包括ケアシステム構築の一翼を担うべく、既存の「すながわ市民ふれあいサービス事業」と「いきいき広場」の内容と体制を整備し、介護予防・日常生活支援総合事業 (以下、総合事業)に位置付けた事業として取組んでまいります。

また、これらの事業を実施していくためには、ボランティアの方々の協力が不可欠であることから、併せてボランティアの発掘・育成にも努めてまいります。

さらには、高齢化や障害者自立支援法における障がい者の地域移行支援により地域で暮らす認知症高齢者や障がい者が増えており、その方々の生活を守る為の権利擁護体制の構築が求められています。

本会では、権利擁護事業として、高齢や障がいにより日常生活の判断に不安のある方々に福祉サービスの利用援助や金銭管理の支援を行う「日常生活自立支援事業」(道社協委託事業)及び「金銭管理等支援事業」を実施していますが、本市のさらなる権利擁護体制の構築を目指し、市と協議・連携を図りながら成年後見センター(仮称)の設立に向けた準備を進めてまいります。

また、近年は、社会福祉協議会に求められる役割が多種多様化しており、介護計画相談センター業務をはじめ各種事業を実施するにあたり、本会が今まで培ってきた、個別支援と地域づくりの経験を活かし、これからの地域福祉活動を推進するとともに、適正に事業を実施してまります。

本年度も砂川市、各町内会・町内会連合会、民生児童委員協議会などの関係機関・団体、ボランティアの方々と協働し連携を図りながら、市民から信頼され必要とされる社会福祉協議会を目指し、各種事業に取り組んでまいります。

重点推進項目

- 1. 地域福祉事業の推進
 - *地域サロンの拡充に向けた支援
- 2. ボランティア活動の振興(砂川市ボランティアセンター) *ボランティアの発掘・育成
- 3. 権利擁護事業の推進
 - *権利擁護体制の整備(成年後見センター設立準備)
- 4. 介護保険関係事業の推進
 - *介護予防・日常生活支援総合事業への取組み
 - *居宅介護支援事業の支援及び介護計画相談センターの適正運営

Ⅱ. 具体的事業の実施項目

1. 社会福祉事業の総合企画・推進	
(1) 会務の運営	1)会議の開催
(1) 云初沙庭百	① 正副会長会 ②理事会 ③評議員会 ④各常設委員会 ア. 企画財政委員会
	イ. 地域福祉委員会 ウ. ボランティア委員会 ヱ. 生活福祉資金貸付調査委員会(必要時) 2) 監査の実施 ①本会監事監査(年4回・四半期毎) ②砂川市運営指導監査(年1回) ③砂川市監査委員監査(隔年実施;次年度開催年)
(2)各関係機関との連絡調整並びに役職員の資質向 上	 市内外の各関係会議・研修等への出席 社協役員研修会の開催(年2回) 理事・監事・評議員による研修の実施・本会主催による研修会の開催 ・地域の絆と支え合い活動推進セミナー(仮称)への参加(空知地区事務所主催)
(3)広報啓発	1) 各報道機関等との連携 2) 広報紙「すながわ社協だより」の発行 ①広報紙発行:年4回(7月・10月・1月・3月) ②福祉年賀広告の募集、掲載 3) ホームページの運営・管理
(4) 顕彰の実施	1)本会会長顕彰の実施 1)北海道社会福祉協議会等への推薦候補者の進達
(5)第3期地域福祉実践計 画の策定準備	1)行政計画「砂川市地域福祉計画」と連携・連動する事が原 則であり、行政動向を見据えながら策定を進める。
(6) 財政基盤の強化	1) 一般会員会費の協力依頼 2) 国、道及び市補助金の確保 3) 北海道社会福祉協議会等関係機関助成金の確保 4) 本会事業基金の運用 *政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券 *札幌市公債 *定期預金 5) 本会退職積立金の運用 *中小企業退職金制度の活用【新規】 6) 共同募金助成金の確保(赤い羽根共同募金・地域歳末たすけあい募金) 7) 愛の小箱募金箱の設置依頼
(7) その他	 1)火災被災世帯への見舞金の贈呈 (赤い羽根「災害見舞金」の贈呈も併せて実施) 2)福祉活動車両の管理運行 ①公用車(3台)の適正管理及び運行 3)事務局業務の効率化推進 ①経理事務効率化を図るため、インターネットバンクの活用(北洋ビジネスダイレクト) ②事務効率化のための財務等システム活用

2. 砂川総合福祉センターの管理・運営	
(1) 施設の適正管理	1) 各専門資格取得者の配置等による施設の適正管理
	①甲種防火管理者、危険物取扱者、特別管理産業廃棄物管理
	責任者の配置
	②防災研修会の実施(年1回)
	③消防訓練の実施(年2回)
	2) 施設管理運営業務委託の実施
	<公益社団法人砂川市シルバー人材センター>
	3)施設付帯設備等の点検・検査等の実施
	①防火対象物定期点検(年1回)
	②消防用設備等保守点検(年2回)
	③自家用電気工作物保安管理(年3回)
	④ボイラー保守整備(年3回)
	⑤消防署立入検査(年1回)
	⑥日常点検(常時実施)
	⑦アスベスト濃度定期検査(年1回)
	4) 施設の補修並びに修繕(必要時)
	①非常灯不良箇所修繕 【新規 】
(2) 貸館の実施	1) 貸館実施による市民活動の促進
	2) 入居団体等との連絡調整
	関係機関・団体との連絡調整を密にし、各事業の推進に協力
	するとともに、施設の有効活用を図る。

3. 高齢者福祉の推進	
(1) 敬老祝賀記念品贈呈事業	白寿、米寿の方への祝品等の贈呈(9月・敬老の日)
(2)第 43 回高齢者芸能交流 大会の開催	市内の老人クラブ(高齢者)を対象とした芸能交流大会の開催。<砂川市老人クラブ連合会との共催事業>。
(3) 高齢者団体等への支援	1)砂川市老人クラブ連合会への支援・助成 2)砂川市認知症を抱える家族の会「ひだまりの会」への支援・ 助成 3)その他団体への支援
(4) 年末特別給食サービス 事業	砂川市共同募金委員会が行う「地域歳末たすけあい募金」の 助成金を活用し、砂川市配食サービス事業利用世帯におせち料 理の配付を行う。(12月末日)。

4. 在宅福祉の推進	
(1)砂川市紙オムツ利用券 交付事業(市受託事業)	在宅で介護を受けている、寝たきり老人、認知症老人等で、常時紙オムツを使用する方に紙オムツ利用券を交付し、紙オムツ購入を支援。(購入先は市内指定業者)・年間支給限度額:60,000円(月5,000円上限)・利用券の交付(支給開始月から3月までの券を一括交付。交付枚数×500円を利用者負担金として徴収)
(2) 日常生活用具貸与事業	福祉機器(電動介護用ベッド・車椅子等)の寄付受入並びに 必要世帯への無償短期貸出。

5. 地域福祉の推進	
(1)砂川市小地域ネットワ	1) 町内会福祉部設置町内会への活動助成金交付(78 町内会)
ーク活動推進事業	2) 各町内会福祉部活動報告書の作成並びに配付【検討】
	3) 町内会福祉活動研修会の開催(年1回)
	4) 福祉活動に関する相談受付並びに対応
	5) 町内会主催の会議・研修会への参加協力
	6) ふれあい・いきいきサロン「いきいき広場」の開催(毎週)【拡充】
	事業実施要綱を整備し、総合事業の通所型サービスにも対
	応。
	7) 地域で取組まれているサロン活動の推進・支援【強化】
	8) サロン活動の地域展開にむけた取組
	9)「いきいき広場」ボランティア交流会の開催(毎月)
	10) 関係機関と連携による町内会活動の推進・支援
(2) 高齢者情報提供事業	市・町内会・社協が協働で地域における見守り・支え合い活
	動や高齢者福祉活動を推進するため、市から提供される 65 歳以
(a)	上の方の情報(名簿)を町内会等へ提供を行う。
(3) 社協出前講座の実施	町内会・各種団体の要請により、職員が講師となって地域等
	に出向き、社協事業や福祉全般について分かり易く説明を行う。
	1)講座メニュー分類
	・地域福祉関係、ボランティア関係、介護福祉関係、権利
	擁護関係、本会が取り組む福祉事業全般 1)が出された。本会が取り組む福祉事業全般 1)が出された。本会は、のまなさば、時代
(4)地域活動団体支援	1)砂川市町内会連合会への事務支援・助成
	2) その他団体への支援

6. 介護保険関係事業の持	6. 介護保険関係事業の推進	
(1) 指定居宅介護支援事業	北海道知事指定居宅介護支援事業所「砂川介護計画相談センター」の設置・運営。 1)介護支援専門員(ケアマネージャー)の2名の配置 [内1名は主任介護支援専門員] 2)ケアプランの作成 3)介護サービス事業者等との連携 4)介護報酬請求事務 5)サービス担当者会議の開催(随時) 6)地域ケア会議への出席 7)介護保険関連情報の収集	
(2)介護予防支援事業	砂川介護計画相談センターにおける介護予防支援事業(他市の介護予防支援事業実施事業所からの受託業務)への取り組み。[上記介護支援専門員が兼務] 1)介護予防プランの作成 2)業務委託市町村地域包括支援センター及び介護予防サービス事業者等との連携	
(3)介護予防・日常生活支 接総合事業の実施	住民主体の生活支援サービスを実施すとともに、担い手となるボランティアの発掘育成を行う。【新規】 1) 訪問型サービス すながわ市民ふれあいサービス事業に要支援認定の方等をあらたな枠組みに位置づけ総合事業のサービスとして実施。 2) 通所型サービス ふれあい・いきいきサロン「いきいき広場」の回数を拡充し、総合事業のサービスとして実施。 3) 市民向けボランティア講座の開催	

7. 権利擁護事業の推進	
(1)日常生活自立支援事業	高齢や障がいにより、日常生活上の判断に不安を感じている在
(道社協一部受託事業)	宅で生活されている方へ、福祉サービス等の適切な利用援助や日
	常の金銭管理を生活支援員の協力のもとに実施。
	1) 相談受付・調査
	2) 利用契約の締結、生活支援計画の作成等
	3) 道社協並びに関係機関、生活支援員との連絡調整
	4) 生活支援員の登録及び支援(生活支援員 18名)
	5) 砂川市生活支援員連絡会議の開催(年1回)
(2) 金銭管理等支援事業	日常生活自立支援事業の制度の隙間を埋める事業として、道社
	協が規定しているサービス利用対象外施設の入所者及び入院者
	へ、日常生活自立支援事業と同様のサービスを生活支援員の協力
	のもと実施。
(3)成年後見制度の取組み	砂川市の権利擁護体制の構築を図るため、成年後見センター
	(仮称) 設立に向けた準備を行う。 【新規】
(4) その他	砂川市高齢者及び障害者虐待防止連絡協議会、虐待防止支援チ
	ーム会議への参画

8. 低所得者福祉の推進	
(1)生活福祉資金貸付事業	北海道社会福祉協議会から生活福祉資金貸付事業の一部事務
(道社協一部事務受託事業)	を受託し、低所得者、高齢者、障害者等の自立支援のための各種
	資金の相談・申請・償還指導を行う。
	1)各種資金の取り扱い
	福祉資金・教育支援資金・総合支援資金・不動産担保型生活
	資金、特別生活資金
	2) 生活福祉資金貸付調査委員会の開催(必要時)<再掲>
	3) 民生児童委員、関係機関との連携
(2) 生活資金貸付事業	他制度が利用できず緊急を要する世帯に対し、生活一時支援金
	として資金を貸付。
	1) 資金の相談・貸付(利用限度額:3万円)
	2) 生活福祉資金貸付調査委員会の開催(必要時)<再掲>
	3) 民生委員、関係機関との連携
(3) 年末見舞金贈呈事業	砂川市共同募金委員会が行う「地域歳末たすけあい募金」の助
	成金を活用し、市内の準要保護世帯に見舞金を贈呈。(12月) <
	民生児童委員協議会並びに砂川市の協力により実施>

9. ボランティア活動の振興

(1)砂川市ボランティアセ ンターの設置・運営	ボランティア活動の振興のため、砂川市ボランティアセンター を設置し、ボランティア活動の推進を図る。 1) ボランティアコーディネーターの配置
	2) ボランティア活動相談の受付、活動調整 3) 愛の小箱募金箱の設置<再掲>
	市内の店舗等に募金箱を設置し、事業資金の確保を行う。 4)北海道社会福祉協議会ボランティアセンター等関係機関・団体との連携
	5) ボランティア活動情報の収集、提供 ①ボランティア団体への各種情報誌等の送付

	のボニンニュマセンカー 凯墨の パソーン/フトフノン/カーウェ
	②ボランティアセンター設置のパソコンによるインターネット情報提供支援。
(0) 短机还利用反归吸水压	
(2)福祉活動関係保険の取	全市区町村社会福祉協議会が窓口となり実施している各種福地原係の取り扱いな行う
り扱い<再掲> (全国社協一部事務受託事業)	社関係保険取扱一部事務を受託し、保険の取り扱いを行う。
(主国任肠一部事务文記事業)	◎各種保険の取り扱い ボランティア活動保険、ボランティア行車田保険、短効
	ボランティア活動保険、ボランティア行事用保険、福祉 サービス総合補償、送迎サービス補償、社協の保険
(3)「福祉の学習」の推進	1) 学童・生徒のボランティア活動普及事業
	①事業指定協力校活動支援・助成(市内全校)
	②総合学習等への協力
	2) 学生ボランティア体験事業「すながわWAI・WAIキャ
	ンプ」の開催
	高校生を対象としたボランティア体験研修の実施。
	(年2回;夏3日間・春2日間)
	3) 教育委員会等関係機関・団体との連携
(4)住民参加型在宅福祉サ	住民参加型在宅福祉サービス「すながわ市民ふれあいサービス
ービス	事業」の推進。【拡充】
	すながわ市民ふれあいサービス事業実施要綱の内容を整理
	し、総合事業の訪問型サービスにも対応。
	1) 提供会員の発掘・登録の推進 2) 提供会員、利用会員のサービス利用調整
	3) 提供会員の育成
	①研修・交流会の開催
	②広報紙「微助人」の発行・配布
	③各種研修会等への参加支援
	4) 利用会員の調査・登録
	5)提供会員への活動謝礼支払事務
(5)愛情銀行事業	市民より預託された物品の有効活用を図る。
	1)物品の受付(使用済み切手・プリペイドカード、書き損じハ
	ガキ、ベルマーク、リングプル等)
	2) 収集団体等への払出
(6)ボランティア活動器材	各種活動器材の貸出を行う。
等貸出事業	1) 車椅子(8台)、歩行器(1台)
	2) 高齢者疑似体験セット(4セット)
	3) 行事用大型テント(1張り)
	4) レクリェーション用品
(7) ボランティア育成・援	1) 市民ボランティア講座の開催【変更】
助事業	日常生活支援総合事業における市民ボランティア研修事業に終る事業(佐五県)
	業に統合実施。(年1回) 2) ボランティア団体。の支援
	2) ボランティア団体への支援 ①砂川市ボランティア連絡会への支援
	②砂川市婦人ボランティアクラブへの支援・助成
	③砂川手話の会への支援・助成
	④その他、ボランティア団体活動への支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	3)各種研修会への関係者の参加支援
(8)除雪ボランティア活動	高齢者・障害者世帯等を対象に、ボランティア団体の協力によ
	る除雪活動を実施。
	1)除雪ボランティア活動団体との連絡調整
	2) 対象世帯の把握並びに調査、除雪の実施
	3) 民生児童委員との連絡調整 (利用世帯調査協力依頼)

10. 障害者福祉の推進	
(1)障害者団体等への支援	1)砂川身体障害者福祉協会への助成 2)砂川地区ことばを育てる親の会への助成 3)砂川市手をつなぐ育成会への助成 4)砂川希望父母の会への助成 5)その他団体への支援
(2)障がい者支援事業	1)生活福祉資金貸付事業(再掲) 2)日常生活自立支援事業(再掲) 3)金銭管理等支援事業(再掲) 4)すながわ市民ふれあいサービス事業(再掲)

11. 児童・青少年等福祉の推進 (1)児童福祉団体等への支援 1)砂川地区保護司会への支援・助成 (2)砂川地区保護司会砂川分区への支援・助成 3)砂川更生保護女性会への支援・助成 (4)空知双葉里親会への助成 5)砂川市青少年指導センターへの推進協力員の推薦 (6)その他団体への支援

12. 共同募金運動の推進		
(1)砂川市共同募金委員会 事業への協力	 砂川市共同募金委員会事務事業への全面協力・支援 ①社協全職員への共募事務局員委嘱 ②会務の運営 ③赤い羽根共同募金運動の実施 ④地域歳末たすけあい募金運動の実施 ⑤災害たすけあい募金の取り扱い ⑥赤い羽根「災害見舞金」の贈呈(再掲) 2) 社協役員の街頭募金・法人募金への参加協力 	

13. 総合相談の実施	
(1)砂川市心配ごと相談所 の設置・運営	市民の抱える諸問題の相談に応じ、適切な助言、援助を行う総合相談窓口として、砂川市心配ごと相談所を設置・運営。 1)相談員(民生児童委員・社協職員)の配置 2)定例相談所の開設及び相談の対応 ②開設日時 毎週水曜日午後1時~3時(祝日・年末年始を除く) ③開設場所 総合福祉センター相談室

14. その他社会福祉事業の推進	
(1) 生活簡素化運動	1) リサイクル即売会の共催(主催;砂川市物を大切にする運動推進協議会) 2) 門松カードの発行(共催;砂川市) 年始用門松カードの発行し全世帯へ配付。
(2)遺家族等への支援	1)砂川市遺族会への支援 2)砂川市戦没者・殉職者慰霊祭実行委員会組織への参画